

議案第49号 大津市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第49号 大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、お手元のタブレット配信に基づき、御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いします。

改正の趣旨は、令和6年度から令和8年度までの大津市の介護保険
第1号被保険者の保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の見
直しに合わせて同条例の条項を整備するものでございます。

改正内容としましては、

1点目は、「保険料の適用期間」

2点目は、「適用期間における保険料の設定」

3点目は、「保険料の算定に関する基準を適用する条項の変更」する
ことの3点でございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容の詳細についてご説明いたします。

1点目は、保険料の適用期間を令和6年度から令和8年度までとす
るものでございます。

2点目は、第1号保険料に係る国の標準段階、乗率の見直しに加え、
介護報酬改定としてプラス1.59%改定率などを踏まえた給付費見込

から必要な保険料を算出し、介護給付費準備基金37億円あまりを活用することで介護保険料基準額を第8期から1割引き下げることとするものでございます。

3点目は、第1段階から第3段階までの保険料は、低所得者保険料軽減措置適用後の乗率を国に合わせて引き下げるものでございます。なお、このことにより、第9段階から第13段階までの保険料率を見直しております。

4点目は、保険料段階の数と基準所得金額は第8期から変更はございません。

資料の4ページをお願いします。

本市の第9期の保険料の案及び第8期との比較でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

第9期介護保険事業計画でございます。

第9期介護保険事業計画の期間中における歳入及び歳出並びに保険料算定式(1人あたりの基準額)を記載しております。

資料の6ページ以降は、今回の改正に係る部分の新旧対照表です。参考にしていただければと思います。

以上で、議案第49号 大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。